

議案第 2 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年12月22日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例（案）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

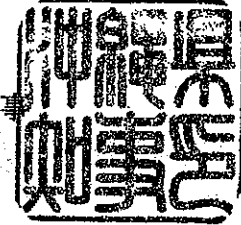
議案「沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例(案)」に対する意見

議案「沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例(案)」については、異議ありません。

福青第3245号  
平成18年12月6日

沖縄県教育委員会委員長 殿

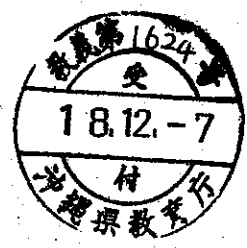
沖 縄 県 知 事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例（案）」について貴委員会の意見を求めます。

長	副	事	補	佐	補	佐	主	幹	係	長	課	長



# 沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例

平成18年12月議会（定例会）

福祉保健部青少年・児童家庭課

## 条例案の概要の説明

部課名 福祉保健部青少年・児童家庭課

### 1 件名

沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例

### 2 制定の経緯及び必要性

- (1) 地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、認定こども園に係る制度を設け、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講ずることを目的として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定された。
- (2) 同法律において、認定こども園の認定の基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定めることとされたため、条例を制定する必要がある。

### 3 制定案の概要

- (1) 条例の趣旨について定める。(第1条)
- (2) 用語の定義について定める。(第2条)
- (3) 認定こども園の類型について定める。(第3条)
- (4) 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準について定める。(第4条及び別表)
- (5) 規則への委任について定める。(第5条)
- (6) 施行期日は、公布の日とする。(附則)

### 4 根拠法令

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第

一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（文部科学省・厚生労働省告示第1号）

5 関係各課との調整状況

総務私学課、財政課及び義務教育課と調整済

6 添付資料

(1) 根拠法令等の参照条文

- (1) 学校教育法第101条第1項第1号
- (2) 学校教育法第101条第1項第2号
- (3) 学校教育法第101条第1項第3号
- (4) 学校教育法第101条第1項第4号
- (5) 学校教育法第101条第1項第5号
- (6) 学校教育法第101条第1項第6号
- (7) 学校教育法第101条第1項第7号
- (8) 学校教育法第101条第1項第8号
- (9) 学校教育法第101条第1項第9号
- (10) 学校教育法第101条第1項第10号
- (11) 学校教育法第101条第1項第11号
- (12) 学校教育法第101条第1項第12号
- (13) 学校教育法第101条第1項第13号
- (14) 学校教育法第101条第1項第14号
- (15) 学校教育法第101条第1項第15号
- (16) 学校教育法第101条第1項第16号
- (17) 学校教育法第101条第1項第17号
- (18) 学校教育法第101条第1項第18号
- (19) 学校教育法第101条第1項第19号
- (20) 学校教育法第101条第1項第20号
- (21) 学校教育法第101条第1項第21号
- (22) 学校教育法第101条第1項第22号
- (23) 学校教育法第101条第1項第23号
- (24) 学校教育法第101条第1項第24号
- (25) 学校教育法第101条第1項第25号
- (26) 学校教育法第101条第1項第26号
- (27) 学校教育法第101条第1項第27号
- (28) 学校教育法第101条第1項第28号
- (29) 学校教育法第101条第1項第29号
- (30) 学校教育法第101条第1項第30号

## 沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項第4号及び第2項第3号に規定する認定こども園の認定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(認定こども園の類型)

第3条 認定こども園の類型は、次のとおりとする。

(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(施設の設備及び運営に関する基準)

第4条 施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表（第4条関係）

### 施設の設備及び運営に関する基準

#### 第1 職員配置

1 認定こども園には、満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上の保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。



- 2 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満3歳以上の子どもについて学級を編成し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならないこと。この場合において、1学級の子どもの数は35人以下を原則とすること。

## 第2 職員資格

- 1 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと。
- 2 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者であること。ただし、当該従事者は、その併有に努めること。
- 3 2の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならないこと。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、学級担任とすることができること。
- 4 2の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事する者とするることができること。
- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有しなければならないこと。

## 第3 施設設備

- 1 法第3条第2項の幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす場合は、この限りでないこと。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積（2学級以上にあつては、同表の右欄に掲げる式により算定した面積）以上でなければならないこと。ただし、既存の施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、4本文（満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、4本文及び8）に規定する基準を満たすときは、この限りでないこと。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならないこと。

- 4 3の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならないこと。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が2本文に規定する基準を満たすときは、この限りでないこと。

- 5 3の屋外遊戯場の面積は、次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たさなければならないこと。ただし、既存の施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて(1)に掲げる基準を満たすときは(2)に掲げる基準を満たすことを要せず、又は既存の施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて(2)に掲げる基準を満たすときは(1)に掲げる基準を満たすことを

要しないこと。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる式により算定した面積に満2歳以上満3歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートルを加えた面積以上であること。

学級数	面 積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 6 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、3の規定にかかわらず、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって屋外遊戯場に代えることができること。
  - (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
  - (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
  - (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
  - (4) 5に規定する基準を満たす場所であること。
- 7 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、3の規定にかかわらず、3に規定する調理室を設けて行うことに代えて、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
- 8 認定こども園において満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、3の規定により設けるものとされる施設設備のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならないこと。この場合において、乳児室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならないこと。

#### 第4 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定め

る基準に適合するものであること。

- (1) 教育及び保育の基本及び目標
- (2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容
- (3) 教育及び保育の計画並びに指導計画
- (4) 教育及び保育の環境の構成
- (5) 日々の教育及び保育の指導における留意事項
- (6) 小学校教育との連携

#### 第5 保育者の資質向上等

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならないこと。

#### 第6 子育て支援事業

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを実施しなければならないこと。

#### 第7 管理運営等

1 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならないこと。この場合において、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園のうち第3条第2号イに掲げるものについては、幼稚園及び保育所又は認可外保育施設の長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができること。

2 認定こども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならないこと。

3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定めなければならないこと。

4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならないこと。

5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、ひ

とり親家庭の子ども、低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うこと。この場合において、県及び市町村との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮しなければならないこと。

6 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えとともに、園内において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならないこと。

7 認定こども園は、自己評価並びに保護者及び地域の住民等によって行われる評価において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならないこと。

平成 年 月 日提出

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、認定こども園の認定の基準に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。